

平成30年5月24日

各 位

会 社 名 富士電機株式会社
代 表 者 代表取締役社長 北澤 通宏
(コード番号6504 東証・名証第一部、福証)
問合せ先 経営企画本部 経営管理室長 木佐木 雅義
TEL. 03-5435-7213

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月26日に開催予定の第142回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記の定款の一部変更および株式併合は、いずれも、本定時株主総会において株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件として、平成30年10月1日をもって効力を生じるものであります。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所、名古屋証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準等を勘案し、投資単位を調整することを目的として、当社株式について、5株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	746,484,957 株
併合により減少する株式数	597,187,966 株
併合後の発行済株式総数	149,296,991 株

「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(3) 株式併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	2,983 名（ 7.2%）	3,525 株（ 0.0%）
5 株以上	38,556 名（ 92.8%）	746,481,432 株（100.0%）
総株主	41,539 名（100.0%）	746,484,957 株（100.0%）

（注）所有株式数が 5 株未満の株主様は、本株式併合により当社株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前日までは、会社法第 194 条第 1 項および当社定款第 9 条の規定に基づき、ご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう当社に対して請求することができるとともに、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株式を買い取るよう当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きは、各株主様が取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づきこれを一括して処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じてお支払いいたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日付）
1,600,000,000 株	320,000,000 株

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、定款の内容を次のとおり変更いたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16 億株</u> とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 2 千万株</u> とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において本株式併合に関する議案が承認可決された場合、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の規定に基づき、上記の定款変更を行います。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 24 日
定時株主総会決議日	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所、名古屋証券取引所および福岡証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所等に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準等を勘案し、投資単位を調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,050株	1個	210株	2個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	400株	なし	80株	なし	なし
例⑤	147株	なし	29株	なし	0.4株
例⑥	3株	なし	なし	なし	0.6株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は10株、例④は80株、例⑤は29株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は平成30年12月上旬ごろにお送りすることを予定しております。

・効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（例⑥）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株主様が所有する株式に対応する会社の資産価値は変わりません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの会社の資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しております。

平成30年5月24日	取締役会決議日
平成30年6月26日（予定）	定時株主総会決議日
平成30年9月25日（予定）	1,000株単位での最終売買日
平成30年9月26日（予定）	100株単位での売買開始日
平成30年10月1日（予定）	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成30年12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人
同連絡先

三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以上